

関電ガス

e o 電気セット割引

(特約料金表)

2019年4月1日実施

関西電力株式会社

1 適 用

このe o電気セット割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪瓦斯株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（2019年1月31日届出。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域に適用いたします。

2 特 約 種 別

この料金表の特約種別は、e o電気セット割引といたします。

3 適 用 条 件

当社が別に定める主契約料金表のなットクプラン（2019年4月1日実施。以下「なットクプラン」といいます。なお、当社がなットクプランを変更した場合には、変更後のなットクプランによります。）によりガスの供給を受けるお客さまで、この料金表の適用を希望され、かつ、同一需要場所において、株式会社オプテージ（以下「オプテージ」といいます。）が別に定めるe o電気契約約款によりe o電気契約が成立している場合に適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、なットクプランによって料金として算定された金額から、(1)によって算定されたe o電気セット割引額を差し引いたものといたします。

(1) e o電気セット割引額

$$\text{e o電気セット割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、その1月のなットクプランに定める基本料金および従量

料金（原料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

5 そ の 他

- (1) この料金表の適用を受ける場合は、当社が別に定める特約料金表の電気セット割引（2019年4月1日実施。以下「電気セット割引」といいます。なお、当社が電気セット割引を変更した場合には、変更後の電気セット割引によります。）を適用いたしません。
- (2) 3（適用条件）に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、オプテージを通じてすみやかに当社に申し出ていただきます。
- (3) 3（適用条件）に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当該適用条件を満たさなくなった日以降最初の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）またはその次の検針日をもって、この料金表の適用を終了いたします。
- (4) この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受けるなっとくプランに定めるところによるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この料金表は、2019年4月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（ガス小売事業者登録番号：A0001）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。